

旧	新	備考（変更箇所）																																				
<p>つながる端末保証 by Fiimo 規約</p> <p style="text-align: right;">制定日：2018年6月1日 改定日：2021年3月31日</p> <p><省略></p> <p>つながる端末保証 by Fiimo 規約</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条（サービス運営等） 1.株式会社S T N e t（以下「当社」といいます。）は、「つながる端末保証 by Fiimo 規約」（以下「本規約」といいます。）に従い「つながる端末保証 by Fiimo」（以下「本サービス」といいます。）を提供します。なお、本サービスの詳細は別紙に定めるものとします。 2.次条に定義する利用者に対して発する第25条に規定する通知は、本規約の一部を構成するものとします。 3.当社が、本規約の他、別途当社の指定する方法にて定める各サービスの利用規約及び各サービスの「ご案内」並びに「サービスについて」等で規定する各サービス利用上の注意事項及び利用条件等の告知も、名称の如何にかかわらず、本規約の一部を構成するものとします。 4.利用者が本サービスを利用するには、本規約のほか、各サービスの利用規約、利用条件等に同意するものとします。</p> <p>第2条（用語の定義） 本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1" data-bbox="83 993 1299 1900"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 本サービス（つながる端末保証 by Fiimo）</td> <td>当社の提供するSIMカード（次号に定義します。）に付帯する利用者（第4号に定義します。）の対象端末本体（第3号に定義します。）に生じた自然故障、破損・水濡れ・水没による通信又は通話が行えない故障（以下、総称して「故障等」といいます。）に関して、別紙に定める修理サービス又は交換品提供サービス等の総称。</td> </tr> <tr> <td>② SIMカード</td> <td>利用者と当社との間で締結したSIMカードに係る回線利用契約の対象となるSIMカード（標準SIM、microSIM、nanoSIMを含みます。）。</td> </tr> <tr> <td>③ 対象端末</td> <td>利用者が所有し、当社所定の方法による登録（第6号に定義します。）のされた、SIMカードを挿入することにより通話又は通信が可能となったスマートフォン、タブレット端末、モバイルルータ。なお、詳細は別紙に定めるものとします。</td> </tr> <tr> <td>④ 利用者</td> <td>当社が指定する方法にて本サービスの申込を行い、当社がこれを承諾し、当社所定の手続きを完了した者。</td> </tr> <tr> <td>⑤ 利用契約</td> <td>本規約に基づき当社と利用者との間に締結される、本サービスの提供に関する契約。</td> </tr> <tr> <td>⑥ 登録</td> <td>当社の指定するスマートフォン・タブレット端末専用Webページ（以下「指定ページ」といいます。）から、対象端末（対象端末がモバイルルータである場合は、当該モバイルルータを介して利用者の有するスマートフォン・タブレット端末によるものとします。）を用いて、当社が指定する端末識別番号及び顧客識別情報等を入力し、登録すること。なお、詳細は別紙に定めるものとします。</td> </tr> <tr> <td>⑦ 修理サービス</td> <td>故障等した対象端末を修理すること。なお、詳細は別紙に定めるものとします。</td> </tr> <tr> <td>⑧ 交換品提供サービス</td> <td>故障等した対象端末につき、当社による修理サービスの提供が困難な場合、当社が指定する端末を当社が利用者に提供すること。なお、詳細は別紙に定めるものとします。</td> </tr> </tbody> </table>	用語	定義	① 本サービス（つながる端末保証 by Fiimo）	当社の提供するSIMカード（次号に定義します。）に付帯する利用者（第4号に定義します。）の対象端末本体（第3号に定義します。）に生じた自然故障、破損・水濡れ・水没による通信又は通話が行えない故障（以下、総称して「故障等」といいます。）に関して、別紙に定める修理サービス又は交換品提供サービス等の総称。	② SIMカード	利用者と当社との間で締結したSIMカードに係る回線利用契約の対象となるSIMカード（標準SIM、microSIM、nanoSIMを含みます。）。	③ 対象端末	利用者が所有し、当社所定の方法による登録（第6号に定義します。）のされた、SIMカードを挿入することにより通話又は通信が可能となったスマートフォン、タブレット端末、モバイルルータ。なお、詳細は別紙に定めるものとします。	④ 利用者	当社が指定する方法にて本サービスの申込を行い、当社がこれを承諾し、当社所定の手続きを完了した者。	⑤ 利用契約	本規約に基づき当社と利用者との間に締結される、本サービスの提供に関する契約。	⑥ 登録	当社の指定するスマートフォン・タブレット端末専用Webページ（以下「指定ページ」といいます。）から、対象端末（対象端末がモバイルルータである場合は、当該モバイルルータを介して利用者の有するスマートフォン・タブレット端末によるものとします。）を用いて、当社が指定する端末識別番号及び顧客識別情報等を入力し、登録すること。なお、詳細は別紙に定めるものとします。	⑦ 修理サービス	故障等した対象端末を修理すること。なお、詳細は別紙に定めるものとします。	⑧ 交換品提供サービス	故障等した対象端末につき、当社による修理サービスの提供が困難な場合、当社が指定する端末を当社が利用者に提供すること。なお、詳細は別紙に定めるものとします。	<p>つながる端末保証 規約</p> <p style="text-align: right;">制定日：2018年6月1日 改定日：2022年7月1日</p> <p><省略></p> <p>つながる端末保証 規約</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条（サービス運営等） 1.株式会社S T N e t（以下「当社」といいます。）は、「<u>つながる端末保証規約</u>」（以下「本規約」といいます。）に従い「<u>つながる端末保証</u>」（以下「本サービス」といいます。）を提供します。なお、本サービスの詳細は別紙に定めるものとします。 2.次条に定義する利用者に対して発する第25条に規定する通知は、本規約の一部を構成するものとします。 3.当社が、本規約の他、別途当社の指定する方法にて定める各サービスの利用規約及び各サービスの「ご案内」並びに「サービスについて」等で規定する各サービス利用上の注意事項及び利用条件等の告知も、名称の如何にかかわらず、本規約の一部を構成するものとします。 4.利用者が本サービスを利用するには、本規約のほか、各サービスの利用規約、利用条件等に同意するものとします。</p> <p>第2条（用語の定義） 本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1" data-bbox="1338 993 2555 1900"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 本サービス（<u>つながる端末保証</u>）</td> <td>当社の提供するSIMカード（次号に定義します。）に付帯する利用者（第4号に定義します。）の対象端末本体（第3号に定義します。）に生じた自然故障、破損・水濡れ・水没による通信又は通話が行えない故障（以下、総称して「故障等」といいます。）に関して、別紙に定める修理サービス又は交換品提供サービス等の総称。</td> </tr> <tr> <td>② SIMカード</td> <td>利用者と当社との間で締結したSIMカードに係る回線利用契約の対象となるSIMカード（標準SIM、microSIM、nanoSIMを含みます。）。</td> </tr> <tr> <td>③ 対象端末</td> <td>利用者が所有し、当社所定の方法による登録（第6号に定義します。）のされた、SIMカードを挿入することにより通話又は通信が可能となったスマートフォン、タブレット端末、モバイルルータ。なお、詳細は別紙に定めるものとします。</td> </tr> <tr> <td>④ 利用者</td> <td>当社が指定する方法にて本サービスの申込を行い、当社がこれを承諾し、当社所定の手続きを完了した者。</td> </tr> <tr> <td>⑤ 利用契約</td> <td>本規約に基づき当社と利用者との間に締結される、本サービスの提供に関する契約。</td> </tr> <tr> <td>⑥ 登録</td> <td>当社の指定するスマートフォン・タブレット端末専用Webページ（以下「指定ページ」といいます。）から、対象端末（対象端末がモバイルルータである場合は、当該モバイルルータを介して利用者の有するスマートフォン・タブレット端末によるものとします。）を用いて、当社が指定する端末識別番号及び顧客識別情報等を入力し、登録すること。なお、詳細は別紙に定めるものとします。</td> </tr> <tr> <td>⑦ 修理サービス</td> <td>故障等した対象端末を修理すること。なお、詳細は別紙に定めるものとします。</td> </tr> <tr> <td>⑧ 交換品提供サービス</td> <td>故障等した対象端末につき、当社による修理サービスの提供が困難な場合、当社が指定する端末を当社が利用者に提供すること。なお、詳細は別紙に定めるものとします。</td> </tr> </tbody> </table>	用語	定義	① 本サービス（ <u>つながる端末保証</u> ）	当社の提供するSIMカード（次号に定義します。）に付帯する利用者（第4号に定義します。）の対象端末本体（第3号に定義します。）に生じた自然故障、破損・水濡れ・水没による通信又は通話が行えない故障（以下、総称して「故障等」といいます。）に関して、別紙に定める修理サービス又は交換品提供サービス等の総称。	② SIMカード	利用者と当社との間で締結したSIMカードに係る回線利用契約の対象となるSIMカード（標準SIM、microSIM、nanoSIMを含みます。）。	③ 対象端末	利用者が所有し、当社所定の方法による登録（第6号に定義します。）のされた、SIMカードを挿入することにより通話又は通信が可能となったスマートフォン、タブレット端末、モバイルルータ。なお、詳細は別紙に定めるものとします。	④ 利用者	当社が指定する方法にて本サービスの申込を行い、当社がこれを承諾し、当社所定の手続きを完了した者。	⑤ 利用契約	本規約に基づき当社と利用者との間に締結される、本サービスの提供に関する契約。	⑥ 登録	当社の指定するスマートフォン・タブレット端末専用Webページ（以下「指定ページ」といいます。）から、対象端末（対象端末がモバイルルータである場合は、当該モバイルルータを介して利用者の有するスマートフォン・タブレット端末によるものとします。）を用いて、当社が指定する端末識別番号及び顧客識別情報等を入力し、登録すること。なお、詳細は別紙に定めるものとします。	⑦ 修理サービス	故障等した対象端末を修理すること。なお、詳細は別紙に定めるものとします。	⑧ 交換品提供サービス	故障等した対象端末につき、当社による修理サービスの提供が困難な場合、当社が指定する端末を当社が利用者に提供すること。なお、詳細は別紙に定めるものとします。	<p>サービス名称の変更</p> <p>改定日の変更</p> <p>サービス名称の変更</p> <p>サービス名称の変更</p> <p>サービス名称の変更</p>
用語	定義																																					
① 本サービス（つながる端末保証 by Fiimo）	当社の提供するSIMカード（次号に定義します。）に付帯する利用者（第4号に定義します。）の対象端末本体（第3号に定義します。）に生じた自然故障、破損・水濡れ・水没による通信又は通話が行えない故障（以下、総称して「故障等」といいます。）に関して、別紙に定める修理サービス又は交換品提供サービス等の総称。																																					
② SIMカード	利用者と当社との間で締結したSIMカードに係る回線利用契約の対象となるSIMカード（標準SIM、microSIM、nanoSIMを含みます。）。																																					
③ 対象端末	利用者が所有し、当社所定の方法による登録（第6号に定義します。）のされた、SIMカードを挿入することにより通話又は通信が可能となったスマートフォン、タブレット端末、モバイルルータ。なお、詳細は別紙に定めるものとします。																																					
④ 利用者	当社が指定する方法にて本サービスの申込を行い、当社がこれを承諾し、当社所定の手続きを完了した者。																																					
⑤ 利用契約	本規約に基づき当社と利用者との間に締結される、本サービスの提供に関する契約。																																					
⑥ 登録	当社の指定するスマートフォン・タブレット端末専用Webページ（以下「指定ページ」といいます。）から、対象端末（対象端末がモバイルルータである場合は、当該モバイルルータを介して利用者の有するスマートフォン・タブレット端末によるものとします。）を用いて、当社が指定する端末識別番号及び顧客識別情報等を入力し、登録すること。なお、詳細は別紙に定めるものとします。																																					
⑦ 修理サービス	故障等した対象端末を修理すること。なお、詳細は別紙に定めるものとします。																																					
⑧ 交換品提供サービス	故障等した対象端末につき、当社による修理サービスの提供が困難な場合、当社が指定する端末を当社が利用者に提供すること。なお、詳細は別紙に定めるものとします。																																					
用語	定義																																					
① 本サービス（ <u>つながる端末保証</u> ）	当社の提供するSIMカード（次号に定義します。）に付帯する利用者（第4号に定義します。）の対象端末本体（第3号に定義します。）に生じた自然故障、破損・水濡れ・水没による通信又は通話が行えない故障（以下、総称して「故障等」といいます。）に関して、別紙に定める修理サービス又は交換品提供サービス等の総称。																																					
② SIMカード	利用者と当社との間で締結したSIMカードに係る回線利用契約の対象となるSIMカード（標準SIM、microSIM、nanoSIMを含みます。）。																																					
③ 対象端末	利用者が所有し、当社所定の方法による登録（第6号に定義します。）のされた、SIMカードを挿入することにより通話又は通信が可能となったスマートフォン、タブレット端末、モバイルルータ。なお、詳細は別紙に定めるものとします。																																					
④ 利用者	当社が指定する方法にて本サービスの申込を行い、当社がこれを承諾し、当社所定の手続きを完了した者。																																					
⑤ 利用契約	本規約に基づき当社と利用者との間に締結される、本サービスの提供に関する契約。																																					
⑥ 登録	当社の指定するスマートフォン・タブレット端末専用Webページ（以下「指定ページ」といいます。）から、対象端末（対象端末がモバイルルータである場合は、当該モバイルルータを介して利用者の有するスマートフォン・タブレット端末によるものとします。）を用いて、当社が指定する端末識別番号及び顧客識別情報等を入力し、登録すること。なお、詳細は別紙に定めるものとします。																																					
⑦ 修理サービス	故障等した対象端末を修理すること。なお、詳細は別紙に定めるものとします。																																					
⑧ 交換品提供サービス	故障等した対象端末につき、当社による修理サービスの提供が困難な場合、当社が指定する端末を当社が利用者に提供すること。なお、詳細は別紙に定めるものとします。																																					

つながる端末保証規約 新旧対照表

旧		新		備考（変更箇所）
⑨	貸出機レンタルサービス 当社が、修理サービス・交換品提供サービスを提供する場合、その提供に先がけて、利用者へ対象端末の代わりとして、当社指定の貸出機をレンタルすること。なお、詳細は別紙に定めるものとします。	⑨	貸出機レンタルサービス 当社が、修理サービス・交換品提供サービスを提供する場合、その提供に先がけて、利用者へ対象端末の代わりとして、当社指定の貸出機をレンタルすること。なお、詳細は別紙に定めるものとします。	
<省略>		<省略>		
2018年6月1日制定 2021年3月31日改定		2018年6月1日制定 2022年7月1日改定		改定日の変更
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 「つながる端末保証 by Fiimo」の概要及び、利用契約内容の確認・解約等についてのお問い合わせ先 「Fiimo サポートダイヤル」 ・電話番号：0800-777-2110 ・受付時間：9時～19時（年中無休） </div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 「つながる端末保証」の概要及び、利用契約内容の確認・解約等についてのお問い合わせ先 「ピカラモバイルサポートダイヤル」 ・電話番号：0800-777-2110 ・受付時間：9時～19時（年中無休） </div>		サービス名称の変更
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 「つながる端末保証 by Fiimo」に関する修理・交換品提供・貸出機レンタルサービスについてのお問い合わせ先 「修理受付センター」 ・電話番号：0120-301-974 ・受付時間：10時～18時（年末年始除く） </div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 「つながる端末保証」に関する修理・交換品提供・貸出機レンタルサービスについてのお問い合わせ先 「修理受付センター」 ・電話番号：0120-301-974 ・受付時間：10時～18時（年末年始除く） </div>		サービス名称の変更
<省略>		<省略>		
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 「つながる端末保証 by Fiimo」の概要及び、利用契約内容の確認・解約等についてのお問い合わせ先 「つながる端末保証 by Fiimo」 ・電話番号：0800-777-2110 ・受付時間：9時～19時（年中無休） </div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 「つながる端末保証」の概要及び、利用契約内容の確認・解約等についてのお問い合わせ先 「つながる端末保証」 ・電話番号：0800-777-2110 ・受付時間：9時～19時（年中無休） </div>		サービス名称の変更
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 「つながる端末保証 by Fiimo」に関する修理・交換品提供・貸出機レンタルサービスについてのお問い合わせ先 「修理受付センター」 ・電話番号：0120-301-974 ・受付時間：10時～18時（年末年始除く） </div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 「つながる端末保証」に関する修理・交換品提供・貸出機レンタルサービスについてのお問い合わせ先 「修理受付センター」 ・電話番号：0120-301-974 ・受付時間：10時～18時（年末年始除く） </div>		サービス名称の変更
<省略>		<省略>		